

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示 保険薬剤師の登録(保険課)

土地改良区の役員就退任(農村整備課)

土地改良事業の認可(二件)(〃)

土地改良事業計画の変更の認可(〃)

開発行為に関する工事の完了(二件)(都市計画課)

都市計画事業の認可(二件)(〃)

都市計画事業の事業計画の変更の認可(下水道課)

建築基準法による道路の位置の指定(建築課)

◇ 選管告示 政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があった旨の届出

政治団体の解散の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨

◇ 公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

◇ 公 告 自衛官の募集(消防防災課)

告 示

鳥取県告示第千二百十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

平成元年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
長 田 京 子	鳥菜第七二〇号	平成元年十一月二十七日

鳥取県告示第千二百十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり高尾土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成元年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名及び住所

理事 村岡 一雄 東伯郡大栄町大字東高尾四五三

“ 長谷川 清治 “ 大字西高尾四八九

“ 村岡 幸人 “ 大字東高尾四四八

“ 杉谷 正幸 “ 大字西高尾四八三一二

“ 池本 嘉昭 “ 大字東高尾四三二

“ 谷崎 貞雄 “ 大字上種二六三一二

“ 徳岡 勤 “ 大字東高尾四七四

“ 長谷川 辰雄 “ 大字西高尾一六二

“ 村岡 永久 “ 大字東高尾四三九

“ 長谷川 俊一 “ 大字西高尾四六一

監事 長谷川 正孝 “ 四六〇

“ 村岡 勇 “ 大字東高尾四三七

昭和六十三年四月一日退任

就任した役員の名及び住所

理事 長谷川 清治 東伯郡大栄町大字西高尾四八九

“ 徳岡 勤 “ 大字東高尾四七四

“ 杉谷 正幸 “ 大字西高尾四八三一二

“ 池本 昭 “ 大字東高尾五〇八

“ 長谷川 辰雄 “ 大字西高尾一六二

“ 藤井 定明 “ 大字上種二一三

“ 長谷川 俊一 “ 大字西高尾四六一

“ 森田 勇 “ 大字東高尾四二九

“ 大口 正人 “ 四六七

“ 村岡 永久 “ 四三九

監事 村岡 徹雄 “ 三三五一一

“ 長谷川 正孝 “ 大字西高尾四六〇

昭和六十三年四月二日就任 任期四年

鳥取県告示第千二百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、岩美町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）浦富南地区農業用排水）を平成元年十二月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成元年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千二百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業（団体営ため池等整備事業宇代地区ため池等整備）を平成元年十二月

二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成元年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千二百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、岩美町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）恩志地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更を平成元年十二月二十二日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

平成元年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千二百二十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成元年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成元年八月二十二日 鳥取県指令受都計三一二第六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市高住字鷺谷口

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市西品治六〇三

川島鉄春

鳥取県告示第千二百二十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成元年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成元年八月三十一日 鳥取県指令受倉土維第十一四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

倉吉市上井字柳原及び字内中島

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市南吉方一丁目八七

ミサワホーム鳥取株式会社

代表取締役 金沢泰治

鳥取県告示第千二百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

河原町

二 都市計画事業の種類及び名称

八頭中央都市計画公園事業 四・四・一号河原中央公園

三 事業施行期間

平成元年十二月二十六日から平成六年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

八頭郡河原町大字渡一木字川ノ上エ及び大字谷一木字天坪山地内

2 使用の部分

該当なし

鳥取県告示第千二百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、

次のとおり告示する。

平成元年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

羽合町

二 都市計画事業の種類及び名称

羽合都市計画道路事業 三・四・四号上井羽合線及び三・四・二号羽合中央線

三 事業施行期間

平成元年十二月二十六日から平成六年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

東伯郡羽合町大字田後字小樋ノ口、字二ノ内河原、字大河下、字内河原及び字二ノ大河下

2 使用の部分

なし

鳥取県告示第千二百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

関金町

二 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画下水道事業 関金町公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十六年十一月二十七日から平成八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

昭和五十六年十一月鳥取県告示第十五号及び昭和六十二年二月鳥取県告示第百十二号の事業地に東伯郡関金町大字関金宿字柿ノ木田、大字大鳥居字竹末、字下田、字道ノ上、字京田、字五反田、字宮ノ上、字垣内、字市場、字宮田、字堂ノ元及び字八王子並びに大字安歩字嘉平田、字中島、及び字下大向を加え、同町大字関金宿字下天王、字上天王、字出口及び字大工前、大字大鳥居字地堂、字竹鼻、字ゴゴロ及び八王子前並びに大字安歩字上河原地内において事業地を変更する。

2 使用の部分 変更なし

鳥取県告示第千二百二十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を平成元年十二月二十六日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

平成元年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名	鳥取市大覚寺一三一 株式会社ジューケン 代表取締役 上田重実	道路の位置の指定場所	鳥取市桜谷字地井田一七 二一四、一七二一六及び 一七二一一の一	道路の幅員及び延長 (メートル)	幅員 五・〇〇 延長 三四・二〇
------------	--------------------------------------	------------	---------------------------------------	---------------------	---------------------

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第八十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成元年十二月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

鳥取県選挙管理委員会告示第八十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成元年十二月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
谷本正和後援会	谷本 三郎	小矢野安雄	東伯郡北条町大字 曲三一六	平成元年十月二日	その政治団体
政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
自由民主党鳥取県建友会支部	代表者の氏名	田 敏 義剛	大呂 隆通	平成元年十月十七日	政党の支部
自由民主党用瀬町支部	主たる事務所の所在地	八頭郡用瀬町大字別府一〇三―三	八頭郡用瀬町大字家奥二一四	平成元年十月二十三日	"
"	代表者の氏名	岩本信次郎	奥本柳太郎	"	"
"	会計責任者の氏名	西村 晃	安井 久雄	"	"
自由民主党鳥取県港湾支部	"	南 克己	浅村 俊郎	"	"
吉村真事鳥取県港湾後援会	"	"	"	"	その他政治団体

鳥取県選挙管理委員会告示第八十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成元年十二月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
自由民主党鳥取県扇友会支部	山口 清文	荒木 一夫	米子市旗ヶ崎二一三三―一八	平成元年十月五日	政党の支部

鳥取県選挙管理委員会告示第八十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成元年十二月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

政治団体の収支報告書の要旨

◎政党の支費

政治団体の名称 自由民主党鳥取県
属友会支部

報告年月日 平成元年10月5日

(解散平成元年9月30日)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 76,500円

ア 前年繰越額 76,500円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 76,500円

2 支出の内訳

政治活動費

組織活動費 76,500円

合 計 76,500円

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第百一号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成元年十二月二十六日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

遊技機の種類	型	式	製造業者名
回胴式遊技機	リスキーダック		株式会社タイヨー

公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定に基づき、平成元年度第4次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり公告する。

平成元年12月26日

鳥取県知事 西 尾 忠 次

- 1 採用する自衛官
二等陸士、二等海士及び二等空士
- 2 募集期間
平成2年1月1日から同年3月31日まで
- 3 試験期日
募集期間中の毎日。ただし、次に掲げる日を除く。
(1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 4 試験場
鳥取市鍛冶町18—3
自衛隊鳥取地方連絡部
倉吉市山根540 パープルビル内
自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所
米子市東町327 古矢ビル内

自衛隊鳥取地方連絡部米子募集事務所

5 採用予定月

募集期間中の毎月

6 その他

(1) 応募資格

採用予定月の1日現在で満18歳以上25歳未満の日本国籍を有する男子で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、かつ、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項に定める欠格事項に該当しないものとする。

(2) 試験科目

ア 筆記試験（国語（作文を含む。）、社会及び数学）

イ 身体検査

ウ 口述試験

エ 適性検査